

土地改良事業計画設計基準

計画「農業用水(畠)」

新旧対比表

農村振興局

平成 26 年 11 月 11 日

農林水産省

改 正	現 行	備 考
<p>第1章 総 論</p> <p>1.1 この基準で取り扱う内容等 ～改正なし省略～</p> <p>1.2 定 義 ～改正なし省略～</p> <p>1.3 事業計画作成の基本 事業計画の作成は、用水需要の充足、水利用の効率化を始め、計画地域の営農及び農業経営の現況と計画に即した用水需要への対応、関連する各種の事業等との調整等について十分検討を行うものとする。 その際、施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等について検討するとともに、環境との調和に配慮しつつ、農業・農村が有する多面的機能の発揮にも留意し、総合的な観点から検討を行うものとする。</p>	<p>第1章 総 論</p> <p>1.1 この基準で取り扱う内容等 この基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく農業用の用水施設の新設、変更等の事業及びその他の事業における、畠地かんがいを主とする農業用水の確保を行うための事業計画の作成に当たり、配慮すべき点並びに土地改良事業の計画について必要となる基本事項及び標準的な考え方を定めるものである。 また、この基準は、ほ場における水利用から水源の決定までに至る総合的な用水の利用形態、配水・送水の方式を勘案し、必要な用水量、水質等を確保する事業計画を作成することを通じて、地域の農業・農村の発展方向に合致する内容とする。</p> <p>1.2 定 義 農業用水とは、かんがい用水及びこれと一体として利用される用水である。</p> <p>1.3 事業計画作成の基本 事業計画の作成は、用水需要の充足、水利用の効率化を始め、計画地域の営農及び農業経営の現況と計画に即した用水需要への対応、関連する各種の事業等との調整等について十分検討するとともに、地域の特性に応じて農業用水の多面的な機能が十分に発揮されるように、また、農村環境の保全にも配慮して行うことを基本とする。</p>	

(下線部は現行からの改正部分)

改 正	現 行	備 考
第2章 調査 2.1 調査の基本と手順 ～改正なし省略～	第2章 調査 2.1 調査の基本と手順 調査は、事業の規模等を勘案しつつ、受益地区の特性が適正かつ合理的に反映された事業計画が作成されるよう適切に行う。 このため、調査の実施及び計画の作成が常に連係しつつ、合理性と効率性が保たれるよう、その作業を進めることとする。	
2.2 概査 ～改正なし省略～	2.2 概査 概査は、事業の必要性、可能性及び妥当性についての検討資料を得るために行う。また、検討資料は、事業の基本構想及び精査の実施計画が定められる内容・精度を確保する必要がある。	
2.3 精査 ～改正なし省略～	2.3 精査 精査は、基本構想に沿って、事業計画を構成するそれぞれの計画を定めるために行う。	

改 正	現 行	備 考
<p>第3章 計画</p> <p>3.1 事業計画作成の手順</p> <p>事業計画の作成は、骨格となる要素から順次細部の事項を確定する手順で行うことを原則とし、それぞれの段階でその妥当性等を検討しつつ、<u>施設の有効活用と長寿命化を図るとともに、適切な事業計画となるよう進める。</u></p> <p>3.2 基本構想</p> <p>基本構想は、事業計画の骨格を定めるものであり、関係する都道府県、市町村等の各種振興計画、水資源に関する開発計画等を勘案の上、事業計画の基本となる受益地の範囲、営農・土地利用計画、用水計画、水源計画、主要な施設計画、<u>環境との調和への配慮事項等</u>についての総合的な検討を通じて、適切な策定を行うものとする。</p> <p>3.3 基本計画</p> <p>基本計画は、精査結果に基づき、受益地区を設定するとともに、営農・土地利用計画、用水計画、<u>水源計画及び環境との調和への配慮に係る計画</u>を総合的に検討し、基本構想に即して策定する。</p> <p>3.3.1 受益地区の設定</p> <p>～改正なし省略～</p>	<p>第3章 計画</p> <p>3.1 事業計画作成の手順</p> <p>事業計画の作成は、骨格となる要素から順次細部の事項を確定する手順で行うことを原則とし、それぞれの段階でその妥当性等を検討し、適切な事業計画となるよう進める。</p> <p>3.2 基本構想</p> <p>基本構想は、事業計画の骨格を定めるものであり、関係する都道府県、市町村等の各種振興計画、水資源に関する開発計画等を勘案の上、事業計画の基本となる受益地の範囲、営農・土地利用計画、用水計画、水源計画、主要な施設計画等についての総合的な検討を通じて、適切な策定を行うものとする。</p> <p>3.3 基本計画</p> <p>基本計画は、精査結果に基づき、受益地区を設定するとともに、営農・土地利用計画、用水計画<u>及び水源計画</u>を総合的に検討し、基本構想に即して策定する。</p> <p>3.3.1 受益地区の設定</p> <p>受益地区の設定は、事業計画の基本となるものであり、精査結果等を考慮して適切に行う。</p>	

(下線部は現行からの改正部分)

改 正	現 行	備 考
3.3.2 営農・土地利用計画 ～改正なし省略～	3.3.2 営農・土地利用計画 営農・土地利用計画においては、作付面積、栽培様式等に加え、営農類型ごとの経営の動向、地域農業の展開方向等を勘案して、用水計画及び水源計画を定めるに当たって必要となる事項を定めるものとする。	
3.3.3 かんがい方式の確定 ～改正なし省略～	3.3.3 かんがい方式の確定 かんがい方式は、立地条件、営農条件、水利条件等を十分検討し、その地区に最も適合した方式を定める。	
3.3.4 用水計画 ～改正なし省略～	3.3.4 用水計画 用水計画は、受益地区の気象、土壌、作物の特性等を十分把握した上で、営農及び用水利用の展開方向等の用水量の変動要因を総合的に検討して、想定される用水量を充足し、かつ、施設計画と整合したものとなるよう作成する。	
3.3.4.1 計画用水量の構成要素 ～改正なし省略～	3.3.4.1 計画用水量の構成要素 計画用水量は、計画日消費水量、栽培管理用水量、損失水量、有効雨量、地区内利用可能量等から構成される。	
3.3.4.2 計画用水量の算定手順 ～改正なし省略～	3.3.4.2 計画用水量の算定手順 計画用水量は、ほ場単位用水量を基本として、現況の取水量等用水量に影響を与える受益地区の特性を勘案し、それぞれの構成要素を基に適切に定める。	

(下線部は現行からの改正部分)

改 正	現 行	備 考
3.3.4.3 ほ場単位用水量 ～改正なし省略～	3.3.4.3 ほ場単位用水量 ほ場単位用水量は、計画日消費水量と栽培管理用水量からなる。	
3.3.4.4 損失水量 ～改正なし省略～	3.3.4.4 損失水量 損失水量は、かんがいに伴い損失する用水量である。	
3.3.4.5 有効雨量 ～改正なし省略～	3.3.4.5 有効雨量 畑地に降った雨水のうち、作物の生育に直接有効なものを有効雨量とする。	
3.3.4.6 地区内利用可能量 ～改正なし省略～	3.3.4.6 地区内利用可能量 地区内利用可能量は、受益地区に内在する補完的水源により確保される用水量であり、かんがい水量に見込むことができる用水計画上の補給水量である。	
3.3.5 水源計画 ～改正なし省略～	3.3.5 水源計画 水源計画は、受益地区における現況水源の利用水量、水質及び水温を明確にした上で、計画用水量を充足するような水源を確保するよう作成する。この場合、新規に水源を確保するに当たっては、その技術的 possibility 及び社会的経済的妥当性を十分に検討し、事業計画上必要となる用水を安定的に供給できる水源となるよう留意するものとする。	

改 正	現 行	備 考
<p>3.3.5.1 現況利用可能量 ～改正なし省略～</p>	<p>3.3.5.1 現況利用可能量 現況利用可能量は、水源計画における水源依存量の決定に際し、河川流況、権利関係等を勘案して算定される現況の水源において利用可能な水量である。</p>	
<p>3.3.5.2 計画基準年 ～改正なし省略～</p>	<p>3.3.5.2 計画基準年 計画基準年は、水源計画を策定するため、気象・水文等の状況を農業における水利用を始めとする水資源利用の面から総合的に検討して定める。</p>	
<p><u>3.3.6 環境との調和への配慮に係る計画</u> <u>環境との調和への配慮に係る計画は、対象とする環境要素や方針を定めるものである。</u></p> <p>3.4 施設計画 施設計画は、かんがい方式、用水計画及び水源計画に基づき、水利システムを構成する末端かんがい施設、調整施設、送配水施設、取水施設、貯水施設及び管理制御施設について、それらの位置、形式、主要な諸元及び概算事業費を定める。 施設計画の作成に当たっては、<u>施設のライフサイクルコストを低減するための機能保全対策や更新等について検討するとともに、各々の施設について、安全性、機能性、経済性並びにその周辺の自然環境及び生活環境を考慮し、かつ、水利システムとしての全体調和に配慮して行うこととする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3.4 施設計画 施設計画は、かんがい方式、用水計画及び水源計画に基づき、水利システムを構成する末端かんがい施設、調整施設、送配水施設、取水施設、貯水施設及び管理制御施設について、それらの位置、形式、主要な諸元及び概算事業費を定める。 施設計画の作成に当たっては、各々の施設について、安全性、機能性、経済性並びにその周辺の自然環境及び生活環境を考慮し、かつ、水利システムとしての全体調和に配慮して行うこととする。</p>	

(下線部は現行からの改正部分)

改 正	現 行	備 考
3.4.1 施設容量等の決定 ～改正なし省略～	3.4.1 施設容量等の決定 施設の容量・規模等の諸元は、施設の安全性及び機能性の確保に加え、経済性を勘案した上で、計画用水量等を基に決定する。	
3.4.2 末端かんがい施設 ～改正なし省略～	3.4.2 末端かんがい施設 末端かんがい施設は、受益地区のかんがい対象作物、営農条件等に十分な対応が可能となるよう、器材の選定、配置、配管等の要素により計画される施設とする。	
3.4.3 調整施設 ～改正なし省略～	3.4.3 調整施設 調整施設は、水利システム全体の経済性及び操作性を考慮の上、合理的・効率的な水利用が可能となるよう、構造物の位置、形式、容量等の要素により計画される施設とする。	
3.4.4 送配水施設 ～改正なし省略～	3.4.4 送配水施設 送配水施設は、調整施設、管理制御施設等を含む送配水システム全体としての経済性を考慮した有機的連係を形成するよう、通水あるいは分水のための構造物の配置、水路等の路線、施設の型式、容量等の要素により計画される施設とする。	
3.4.5 取水施設 ～改正なし省略～	3.4.5 取水施設 取水施設は、用水計画に定められた計画用水量を安定して取水できる機能を持ち、安全かつ経済的な構造物となるよう、水源の種類、位置、取水の方法等の要素により計画される施設とする。	

(下線部は現行からの改正部分)

改 正	現 行	備 考
3.4.6 貯水施設 ～改正なし省略～	3.4.6 貯水施設 貯水施設は、用水計画に定められた計画用水量及び水源計画に定められた水源依存量を充足できる機能を持ち、安全かつ経済的な構造物となるよう、その位置、形式、主要な諸元等の要素により計画される施設とする。	
3.4.7 管理制御施設 ～改正なし省略～	3.4.7 管理制御施設 管理制御施設は、農業用水の安定送配水が可能であり、かつ、施設の安全性及び経済性を考慮の上、その操作について長期間確実かつ容易な管理制御ができるよう計画される施設とする。	
3.5 管理運営計画 ～改正なし省略～	3.5 管理運営計画 管理運営計画は、用水計画、水源計画及び施設計画の目的を実現するよう、管理運営組織と管理制御方法を一体的に検討して策定する。	
3.6 事業計画の評価 <p>事業の実施により見込まれる効果及び施設計画に基づいた事業費を算定して事業効果の分析を行うとともに、これらの相互関係を考慮し、事業計画の経済性及び妥当性を評価する。</p>	3.6 事業計画の評価 <p>事業の実施により見込まれる効果及び施設計画に基づいた事業費を算定するとともに、これらの相互関係を考慮し、事業計画の経済性及び妥当性を評価する。</p>	